

事業者の皆様へ



事業系ごみの削減にご協力を！



二宮町では、隣接する平塚市、大磯町とともにごみ処理広域化に取組んでおります。

1市2町のごみ処理施設では、一般のご家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」並びに、事業活動に伴い排出される「事業系一般廃棄物」の処理を行っておりますが、このうち「事業系一般廃棄物」においては近年増加傾向にあり、大きな課題となっています。

事業系ごみの削減及びリサイクルにつきまして、より一層のご協力をお願いします。

事業系ごみの削減によるメリット

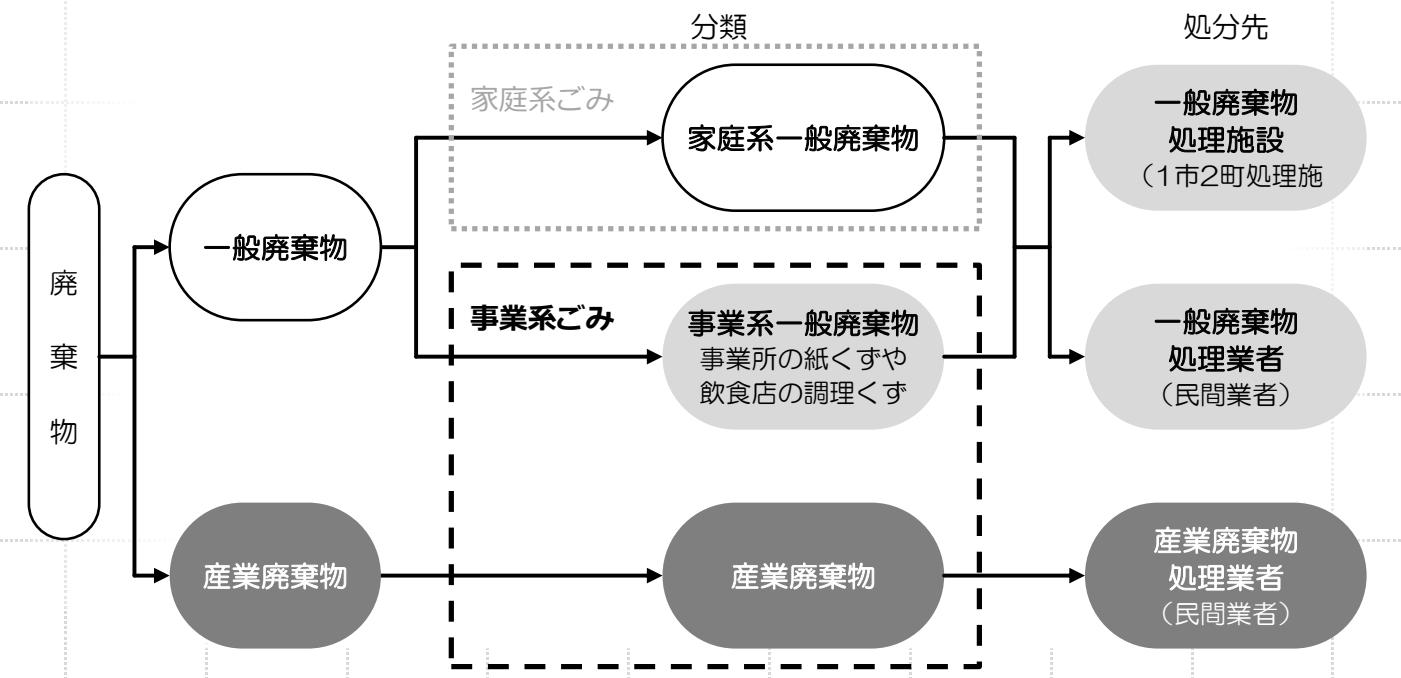
1. 循環型社会を構築する一員として、次世代によりよい環境を引継ぎます。
2. 社会貢献をする企業として、イメージアップにつながります。
3. ごみ処理に係る経費を減らすことができます。

事業者の責務

1. 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

〈廃棄物の分類と処分先〉

事業ごみは、大きく分けて「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに分類されます。それぞれの分類によって処理方法が異なりますので、詳しくは裏面をご覧ください。



1 事業系一般廃棄物の処理方法

1) 資源として再生利用する。

ビン、空き缶類、古紙類、布類等は、再生利用業者に引渡してください。

2) ごみとして適正に処理する。

①一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

町の収集運搬業許可を有する事業者に委託してください。

環境衛生センター 桜美園 (0463-72-3738)

②環境衛生センターに事業者自ら直接搬入する。

分別の上、事業系一般廃棄物のみ搬入してください。

(処理手数料：250円／10kg)

③事業用指定ごみ袋により町の収集に排出する。年間排出量9t未満に限る。

家庭ごみの収集の迷惑にならないようごみ置場に排出してください。

(事業用指定ごみ袋販売価格：826円／20ℓ、1,860円／45ℓ 各20袋入り)



2 産業廃棄物の処理方法

1) 産業廃棄物処理業者に委託する。

県の産業廃棄物処理業許可を有する事業者に委託してください。

神奈川県産業資源循環協会 (045-681-2989)

産業廃棄物を一般廃棄物に混ぜて搬入することは、法令により厳しく罰せられます。

悪質な場合には、ごみの受入れを拒否する場合もありますので、ご注意ください。

＜産業廃棄物の種類＞

種類	具体例
燃え殻	石灰がら、コーク灰、産業廃棄物の焼却残さ
汚泥	メキ汚泥、水洗ゴースカス、廃白土、建設汚泥水
廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃エンジンオイル
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液
廃アルカリ	写真現像液、排水洗浄廃液、苛性ソーダ液、すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、廃発泡スチロール、合成皮革くず、廃タイヤ、廃ペットボトル、ビニール袋
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄くず、空きかん、スクラップ、切削くず、ブリキくず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空きびん、コンクリート製品（※を除く）、陶磁器、石膏ボード
鉱さい	スラグ、ノロ、錆物廃砂、サンドブラスト廃砂
がれき類	コンクリート破片等（※に限る）
ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で集められたもの
業種限定	紙くず 建設業（※に限る）、印刷物加工業（パルプ製造業、製紙業、製本業） 木くず 建設業（※に限る）、木材製造業（木材製造業、木製品製造業、廃パレット） 繊維くず 建設業（※に限る）、繊維工業（衣服その他繊維製品製造業） 動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において使用した固形不要物 動物系固形不要物 と畜場において処分した獣畜、食用処理場において処理した食用鳥 動物のふん尿 畜産農業に係るもの 動物の死体 畜産農業に係るもの
施行令第2条第13号に定めるもの	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので上記に該当しないもの

※工作物の新築、改築、除去に伴い生じたもの